

会議と議事録の公開等について（大阪市）

○会議の公開について

- ・ 本市では案件が審査請求の審議となりますので、都市計画法第 50 条第 3 項に基づく口頭審理を除き審議会等の設置及び運営に関する指針第 7-1-(2) により非公開としています。なお、公開・非公開の決定は当該審議会で決定することとしています。

○議事録の公開について

- ・ 本市では案件が審査請求の審議となりますので、大阪市情報公開条例第 7 条（第 4 項など）により議事録は非公開としています。
- ・ 審議会等の設置及び運営に関する指針第 7-5 により会議要旨を公開しています。

審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

第 7 会議の公開

1 会議の公開基準

審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

(1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

（略）

イ 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ウ ～オ （略）

カ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

キ （略）

(2) 会議において、行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合

(3) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 公開の方法

審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり当該会議の傍聴を認めること（当該審議会等における審議等の目的及び審議事項並びに会議の議事運営の状況に照らし、傍聴による

場合では会議の公開の方法としての効果が乏しく、かつ、傍聴による場合に比してその効果が優れていると認められる別の方法がある場合にあっては、当該別の方法。以下「傍聴等」という。)により行うものとする。ただし、傍聴等による会議の公開が認められない場合は、会議の開催後速やかに、会議録又は議事の要旨を明らかにする書面（以下「会議録等」という。）を作成し、これを公開することによって行うものとする。

(略)

3 公開・非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開については、この指針に基づき、当該審議会等において決定するものとする。

(2) 会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにするものとする。

5 情報の提供

(1) 会議の公開の決定をした審議会等において、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記録された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。

(2) (1)に定めるもののほか、審議会等の活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

大阪市情報公開条例（抜粋）

第7条 **実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。**

(1) **個人に関する情報**（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、**公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの**。ただし、次に掲げる情報を除く。

(略)

(2) **法人その他の団体**（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に**関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報**であって、**公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの**。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3)～(5) (略)

(6) **公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報**

(7) (略)